

都 市 建 設 局

道 路 部

道 路 整 備	……	277
道 路 管 理 ・ 補 修	……	279
駐 車 場 対 策	……	282
河 川 整 備	……	285
簡 易 水 道 事 業	……	287

道 路 整 備

1 道路の沿革と現況

本市の道路は、軍都計画の一環である神奈川県「相模原都市建設区画整理事業」に基づき整備されたものが礎となっている。昭和14年から25年までの間に、造兵廠から上溝をつなぐ道を縦の幹線（現在の都市計画道路市役所前通り線）、府県道横浜中野線を横の幹線（現在の国道16号）及び500mおきに幹線を整備するという計画により、幅員4mから40mの742路線、延長356.4kmの道路根幹が形成されたが、その他の地域は、幅員の狭い未整備の道路がほとんどであった。

その後、昭和33年、首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、首都圏のベッドタウンとして急激な人口及び交通量の増大を見るに至り、市民生活に直結した道路の整備が叫ばれ始めた。

市としては、その要請に応えるべく、市道の新設・改良・舗装等を重点施策として整備を進め、昭和45年には総延長1,368km、舗装率21.8%となった。その後、着々と整備を進めてきた結果、令和2年度末現在には、総延長2,185km、舗装率85.4%となっている。なお、平成22年4月の政令指定都市への移行に伴い、指定区間を除く国道及び県道の管理が移管されたため、市が管理する道路の総延長は2,427kmとなっている。

道路の現況

（令和3年3月31日現在）

	高速国道	指定区間国道	指定区間外国道	主要地方道	一般県道	市 道
路線数	1	3	3	11	20	10,779
延長(m)	9,900	37,890	51,561	84,428	105,825	2,185,199

2 幹線道路の整備

市内では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークの形成により、交通状況が大きく変化し、企業立地による経済活動の活性化や市民の生活圏拡大、避難路や緊急輸送道路の確保などの効果が発現し、市内の交通状況に変化が見られるようになった。

市では、道路整備を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、平成22年4月に「相模原市新道路整備計画」を策定し、広域交流拠点都市としての道路ネットワークの形成に向け、主要な道路事業の計画的執行、財源の効率的運用、事業の客観性の確保を図っている。

現在の市内の主要な道路事業としては、インターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、圏央道・相模原愛川ICに接続する県道52号（相模原町田）の4車線化やJR相模線との立体交差化、圏央道相模原ICに接続する津久井広域道路の県道513号（鳥屋川尻）までの区間の道路整備を実施している。また、市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークを構築するため、都市計画道路等その他の幹線道路について、計画的、重点的な整備を進めている。

今後も、広域道路ネットワークの更なる形成による交通需要の動向や、新たな拠点形成による影響を勘案しながら、必要な対応について検討を進める。

都市計画道路の整備状況

（令和3年3月31日現在）

路線数	総延長	改良済延長	改良率
72路線	176,950m	136,337 m	77.0%

〔令和2年度整備実施路線〕

- ・（都）相模大野線
- ・（都）相模原町田線
- ・（都）宮上横山線

都市計画道路の令和2年度事業実施路線における用地取得状況

番号	路線名	代表幅員	全体延長	計画延長	計画用地取得面積	用地取得済み面積	取得率
3・3・3	相模原町田線 (JR立体)	25m	5,020m	480m	12,926 m ²	10,215 m ²	79.0%
3・3・3	相模原町田線 (北里周辺)	25m	5,020m	778m	12,690 m ²	9,574 m ²	75.4%
3・4・6	宮上横山線	18m	4,440m	670m	9,541 m ²	9,521 m ²	99.8%
3・4・11	相模大野線	16m	1,920m	160m	1,214 m ²	1,214 m ²	100.0%

※公共用地先行取得事業特別会計及び土地取得基金で取得した用地含む。

3 人にやさしいみちづくり

人にやさしく誰もが安全に安心して移動できる道づくりとして、道路のバリアフリー化、自転車通行環境の整備、歩道の設置などによる歩行環境の整備を行っている。

道路のバリアフリー化については相模大野駅や橋本駅などの鉄道駅を中心とした地区において、視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩道の段差解消、ユニバーサルデザインへの転換を進めている。

自転車通行環境整備については、令和2年3月に策定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線等を中心に自転車レーンなどの整備を行っている。

歩行環境の整備については、通学路の要対策箇所や幹線道路を中心に歩道の設置などを行っている。

なお、指定区間(国直轄管理)となっている国道16号、20号においても歩行者等の安全性確保のため、歩道設置等の対策が進められており現在、国道20号の藤野地区において、歩道整備が行われている。

[令和2年度整備実施路線]

- ・ 県道76号(山北藤野)
- ・ 市道相模原横山
- ・ 市道東林間

4 身近な生活道路の整備

市街地の交通機能の充実や安全な生活環境の確保を図るため、市民生活の交通機能を担う区画道路、区画道路から幹線道路へと導く地域内の道路などの整備を進めており、道路環境の改善や防災機能の強化などを目指し、狭あい道路の拡幅整備等も行っている。

[令和2年度整備実施路線]

- ・ 市道小山8号
- ・ 市道上溝7号
- ・ 市道上溝375号
- ・ 市道田名611号
- ・ 市道磯部75号
- ・ 市道大野台22号
- ・ 市道大沼67号
- ・ 市道大沼225号
- ・ 市道上鶴間669号
- ・ 市道下溝125号
- ・ 市道下溝166号
- ・ 市道下溝535号
- ・ 市道新戸相武台

5 渋滞ボトルネック対策

「相模原市新道路整備計画」に基づき道路改良を進めているが、一部の幹線道路においては、特定の時間帯・時期・方向に交通渋滞が発生している区間があり、バス交通の定時性・速達性の低下、生活道路への迂回車両の進入による交通安全上の課題等、市民生活への影響が懸念されている。そのため、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めている。

(1) 交差点の整備・改良

日常的に渋滞を引き起こしている交差点については、右折レーンの設置等の整備を進め、交通安全上危険な交差点については、形状の改良等を進めている。

[令和2年度整備実施路線]

・上中ノ原交差点 ・西橋本一丁目交差点 ・鶴野森旧道交差点 ・相模原高校前交差点

(2) 立体交差の整備

幹線道路と鉄道などが交差する渋滞箇所等においては、立体交差化の検討、整備を進めているところである。現在、相模原愛川ICへのアクセス道路である、県道52号(相模原町田)とJR相模線(原当麻第一踏切)の立体交差化を進めている。

6 災害に強い都市基盤の整備

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に電線類地中化事業を進めている。

電線類地中化整備の状況

(令和3年3月31日現在)

	国 道	県 道	市 道
路線数	2路線	8路線	30路線
整備延長	26,654m	8,908m	13,215m

【路政課…1】

【道路計画課…3~5】

【道路整備課…2、6】

道 路 管 理 ・ 補 修

1 道路管理の充実

道路の適正かつ効率的な管理を行うため、都市基準点の整備や道路境界の確定などにより道路台帳の整備を進めるほか、総合的な道路情報を網羅したSRIMS(相模原市道路情報管理システム)等の管理・運用を行っている。また、道路環境の向上を図るため、美観を損ね、交通の支障にもなる不法占用物の除去に努めるなど、道路占用の適正化を進めている。

路線種別ごとの状況

(令和3年3月31日現在)

年度	種別	路線数	延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
H30	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,716	2,179.9	1,859.2	85.3
	合 計	10,750	2,421.8	2,088.2	86.2
R1	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,757	2,183.0	1,862.8	85.3
	合 計	10,791	2,424.9	2,091.8	86.3
R2	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,779	2185.2	1865.6	85.4
	合 計	10,813	2427.1	2094.6	86.3

※ 本市が管理しない国道16号、国道20号及び国道468号(首都圏中央連絡自動車道)を除く。

市道の認定・廃止路線状況

(令和3年3月31日現在)

年度	認 定			廃 止			市道の総延長・総面積		
	路線数	延長(m)	面積(m ²)	路線数	延長(m)	面積(m ²)	路線数	延長(m)	面積(m ²)
H30	58	2,034	9,862	0	0	0	10,716	2,179,940	12,013,474
R1	42	2,487	12,359	1	30	51	10,757	2,183,047	12,031,916
R2	25	1,475	7,777	3	88	343	10,779	2,185,199	12,046,615

※ 市道の総延長・総面積は、区域変更分を含む。

2 占用物の適正化

道路は、車両の通行や人の往来などの交通の用に供されるばかりでなく、電柱、上下水道、ガス管など市民生活を支える占用物件を敷設する場所としての機能も担っており、特に近年では、都市景観や歩行者への安全配慮の観点から、電線共同溝による地下利用が進められている。

これら道路の占用については、道路法による許可が義務付けられている。

(1) 道路の占用許可 4,832 件

(2) 路上違反広告物の撤去・指導

道路上(電柱、街路樹等)に無許可で掲出されるはり札、立看板等の撤去を行い、街の美観の維持と不法占用の防止を図っている。令和2年度で道路パトロール等により路上違反広告物を撤去した枚数は、951枚である。

3 SRIMS(相模原市道路情報管理システム)の管理・運用

道路法に基づき調製される道路台帳(道路台帳平面図と調書)及び関係する各種図面等を電子化し、一元管理することで、道路財産の適正な維持管理を行うとともに、道路管理業務を含む各種地理関連業務の効率化や市民サービスの向上を図るため「SRIMS(相模原市道路情報管理システム)」の管理・運用を行っている。

本システムで扱う道路台帳平面図等は、平成17年度から数値地形図入力編集システムによる数値地形図化(デジタルデータ化)を進め、平成25年度で緑・中央・南土木事務所管内のデータ整備を終了した(整備延長1,823km)。

津久井土木事務所管内のデータについては、平成30年度から数値地形図化を進め、令和2年度に一部地域(整備延長約48km)のデータを公開した。

4 市民通報アプリ「パッ!撮るん。」の運用

スマートフォンが持つカメラやGPSの機能を利用し、市が管理する道路の破損状況等について市民が手軽に通報できるアプリケーションソフトを公募により市内の事業者と協働で開発し、平成27年4月1日から道路通報アプリとして本格運用を開始した。(令和2年3月23日に公園・放置自転車等を新たな通報範囲として拡大し、市民通報アプリとしてリニューアル)

また、市民からの通報を受けるだけでなく、各土木事務所が実施している道路パトロールにおいても活用するとともに、市民からの通報及び道路パトロールの結果を自動的にSRIMSに取り込む仕組みを構築し、道路の破損箇所等への適切かつ迅速な対応を図っている。

5 道路補修

歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民からの要望及び道路パトロールに基づいて国道(指定区間を除く)、県道及び市道の維持補修を行っている。

道路補修においては、舗装の老朽化による舗装の打換えや側溝が整備されていない道路の側溝敷設などを、工事・委託で対応している。また、除草や舗装・砂利道補修などの比較的軽易なものについては、直営作業で対応している。

道路補修件数(令和2年度)

区 分(内 容)		件 数
路 面	舗装道補修	2,458
	敷砂利	130
	不陸整正	50
側 溝	清 掃	563
	補 修	354
	甲蓋架渡	120
その他	除 草	642
	残土処理	397
	そ の 他	1,924
合 計		6,638

道路維持補修工事(舗装打換え、側溝敷設等)

区 分	H30年度	R1年度	R2年度
箇所数	58	48	41
路線数	49	46	39
工事延長(m)	3,254.1	2,987.3	3,293.3

交通安全施設設置数

区 分	H30年度	R1年度	R2年度
ガードレール(km)	0.22	0.76	0.21
カーブミラー(基)	114	121	126
道路標識(基)	16	14	29
道路照明灯(基)	54	10	11
区画線(km)	41.49	41.31	36.64

6 道路施設の長寿命化

老朽化が進む道路施設への対応策として、事後的な補修に加え、予防的な修繕を行うことで施設を長寿命化し、維持管理費用の縮減や地域道路網の安全性、信頼性の確保に努めている。

橋りょうやトンネルなどの道路施設は、定期点検で状態を把握し、効率的かつ効果的な対策時期を検討し、修繕計画を立て、計画的に修繕工事や建て替えを行っている。

長寿命化事業の実施数(令和2年度)

区 分(内 容)		数量
橋りょう、 横断歩道橋	定期点検	90 橋
	修繕工事など	22 橋
トンネル、 カルバートなど	修繕工事	3 箇所
舗装	路面性状調査	107 km
	路面下空洞調査	37.8 km
	修繕工事	6.6 km
標識・照明灯など	定期点検	621 基
	修繕・更新工事	8 基
のり面	定期点検	155 箇所
	修繕工事	1 箇所

7 駅前広場、ペDESTリアンデッキ昇降施設等の適正な管理

橋本駅、相模原駅、相模大野駅等の駅前広場の清掃や、ペDESTリアンデッキに設けられたエレベーター、エスカレーター等昇降施設の保守点検等を(公社)相模原市シルバー人材センターや当該施設の製造メーカー等へ委託し、管理運営を行っている。

また、平成20年度からは、南昇降施設管理センター(相模大野駅)において、昇降施設の遠隔画像監視を一元管理している。

【路政課…1~7】

駐 車 場 対 策

1 自転車・自動車駐車対策の推進

駅周辺地区における適正な自転車利用を促すため、自転車利用者の啓発・指導を行うとともに放置自転車等の移動を行っている。また、駅周辺の路上駐車による交通渋滞の軽減を図るため設置した市営自動車駐車場の管理を行っている。

2 自転車対策の現況

駅周辺の歩道や駅前広場などに放置されている自転車・バイクは、歩行者や他の交通の妨げ、都市美観の阻害、更には防災・消防などの緊急活動の支障となっている。このような状況を踏まえ、駅周辺の交通環境の整備、自転車駐車秩序の確立を図るため、「自転車駐車場の整備」、「自転車利用者の社会的責任の自覚高揚」、「放置自転車等の指導、撤去の強化」を3本柱とした自転車対策を行っている。また、自転車駐車場の整備については、利用者ニーズに合わせた駐車スペース(平置き)を設置するなどしている。

(1) 自転車駐車場一覧表

市営有料自転車駐車場

(令和2年度実績 単位：台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	自転車	バイク	合計
1	橋本駅北口第1	816	129	945	215,503	49,019	264,522
2	橋本駅北口第2	1,031	189	1,220	373,016	72,695	445,711
3	橋本駅南口第1	1,150	524	1,674	344,776	151,960	496,736
4	橋本駅南口第2	2,611	49	2,660	689,080	14,140	703,220
5	相模原駅北口	1,640	339	1,979	434,321	32,197	466,518
6	相模原駅南口	1,824	234	2,058	592,865	61,548	654,413
7	矢部駅北口	1,633	306	1,939	360,478	63,076	423,554
8	淵野辺駅南口第1	2,053	75	2,128	691,733	25,580	717,313
9	淵野辺駅南口第2	1,640	15	1,655	521,583	4,642	526,225
10	相模大野駅北口	3,396	276	3,672	1,006,293	74,542	1,080,835
11	相武台前駅北口	314	122	436	57,977	27,633	85,610
12	谷口北口	1,400	107	1,507	413,781	36,348	450,129
13	谷口南口	1,483	89	1,572	465,953	25,881	491,834
14	相模大野駅西側	2,880	70	2,950	1,021,478	31,635	1,053,113
	合 計	23,871	2,524	26,395	7,188,837	670,896	7,859,733

路上等自転車駐車場

(令和2年度実績 単位：台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	無料分	有料分	合計
1	橋本駅北口	96	0	96	164,830	15,563	180,393
2	橋本駅南口第1	70	0	70	20,924	21,279	42,203
3	橋本駅南口第2	43	0	43	46,584	8,421	55,005
4	相模原駅南口第1	5	0	5	8,710	598	9,308
5	相模原駅南口第2	55	0	55	92,860	11,719	104,579
6	淵野辺駅南口第1	75	0	75	21,106	6,317	27,423
7	淵野辺駅南口第2	60	0	60	39,251	8,157	47,408
8	古淵駅	90	0	90	47,682	14,346	62,028
9	相模大野駅北口第1	58	0	58	98,963	11,392	110,355
10	相模大野駅北口第2	105	0	105	123,903	25,590	149,493
11	相模大野駅北口第3	128	0	128	183,071	30,176	213,247
12	相模大野駅南口	77	15	92	8,342	9,936	18,278
13	相模大野駅西側第1	53	10	63	168,253	9,530	177,783
14	相模大野駅西側第2	49	0	49	118,979	8,990	127,969
合 計		964	25	989	1,143,458	182,014	1,325,472

自転車駐車場合計

(令和2年度実績 単位：台)

合 計	収容台数			利用台数
	自転車	バイク	合計	(年間延べ台数)
	24,835	2,549	27,384	9,185,205

(2) 放置防止に関する条例

平成元年12月1日に施行した「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺に放置された自転車等の撤去を実施している。

現在、市内15駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

鉄道線別 1日あたりの放置自転車等の状況

(各年5月調べ 単位：台)

年	横浜線 [6駅]	小田急線 [4駅]	相模線 [6駅]
H30	46(2)	53(0)	233(11)
R1	49(3)	84(4)	40(3)
R2	39(1)	68(1)	4(1)

※()内はバイク

※中央本線2駅は未調査

駅別自転車等移動台数

(令和2年度実績 単位：台)

駅 前	移 動 台 数		駅 前	移 動 台 数	
	自 転 車	バ イ ク		自 転 車	バ イ ク
橋 本	145	3	相 模 大 野	369	4
相 模 原	173	3	小田急相模原	124	3
矢 部	110	2	相 武 台 前	16	0
淵 野 辺	226	4	東 林 間	25	1
古 淵	88	1	そ の 他	199	6
町 田	45	5	合 計	1,520	32

※相模湖駅、藤野駅は含まず。

(3) 民間自転車駐車場助成制度

駅周辺における駐車需要に応えることを目的として民間自転車駐車場の維持管理等に助成を行っている。

ア 整備費助成

補助率 駐車場の整備に要する経費等の1/2以内 (令和2年度 0件)

イ 維持管理費助成

補助率 駐車部分の土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税相当10/10 (令和2年度 10件 8,360千円)

3 市営自動車駐車場の管理運営

中心市街地や駅周辺地区における交通渋滞の原因となっている路上駐車 of 解消を図るため、市営自動車駐車場の管理運営を行っている。

(1) 自動車駐車場一覧

市営自動車駐車場一覧表

(単位：台)

名 称	収容台数		構 造 形 式	供用年月日
	自動車	バイク		
相模大野立体駐車場	794	62	地下1階、地上5階、自走式駐車場、ただし、1階は交通施設広場(バス・タクシー乗降場)	S63.11.1
相模原駅自動車駐車場	236	47	地下1階、地上6階、自走式駐車場 ただし、地下1階から地上2階は自転車駐車場	H9.4.6
橋本駅北口第1自動車駐車場	747	—	地下2階、地上11階、自走式駐車場	H12.2.24
橋本駅北口第2自動車駐車場	401	54	地下1階、地上8階、自走式駐車場 ただし、地下1階は自転車駐車場	H13.9.1
小田急相模原駅自動車駐車場	136	—	地下3階、地下2階、自走式駐車場	H19.12.2
相模大野駅西側自動車駐車場	698	51	地下1階、地上11階、自走式駐車場 ただし、地下1階及び地上1階の一部は自転車駐車場	H25.3.11
合 計	3,012	214		

市営自動車駐車場利用状況

(令和2年度実績 単位：台)

名 称	自動車利用台数	バイク利用台数
相模大野立体駐車場	77,858	1,300
相模原駅自動車駐車場	113,517	1,600
橋本駅北口第1自動車駐車場	412,637	—
橋本駅北口第2自動車駐車場	405,665	885
小田急相模原駅自動車駐車場	119,754	—
相模大野駅西側自動車駐車場	402,476	1,693
合 計	1,531,907	5,478

4 駐車場整備地区

駐車場法の定めにより、駐車場の設置を促進すべき地区として指定。

地 区	指定面積(ha)	備 考
橋本地区	37.5	(指定年月日) 昭和62年3月31日 (変更) 平成3年2月28日 (変更) 平成6年9月7日
相模原・西門地区	139	
相模大野地区	30.5	
合 計	207	

5 駐車場法に基づく届出

駐車場法に定める一定規模以上の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者から、路外駐車場の位置、規模、構造設備などの内容に関する届出を受理している。

6 附置義務条例に基づく届出

駐車場整備地区内において、特定の用途に供する一定規模以上の建築物の新築、増築、改築などを行う者から、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく届出を受理している。

7 相模湖ふれあいパーク

市民及び相模湖を訪れる方の利便性の向上を図るとともに、交流及び憩いの場を提供するために設置(平成9年4月設置)

(1) 施設概要

構 造	鉄筋コンクリート造2階建
施設内容	駐車場、駐輪場、事務室、公衆便所、公園

(2) 駐車場利用状況等

(令和2年度実績 単位：台)

	自転車	バイク	自動車
収 容 台 数	16	26	21
一時利用延べ台数	—	—	10,464
定期利用延べ台数	135	135	84

【路政課…1～6】

【緑区役所区政策課…7】

河 川 整 備

1 河川の現況

市域を流れる河川の現況は、次のとおりである。

河川の現況

(令和3年3月31日現在)

河 川 名	河 川 区 分	区 間	市内延長(km)	管 理 者
相 模 川	一 級	山梨県境～座間市境	35.1	神 奈 川 県
早 戸 川	一 級	蛙沢川合流点～中津川合流点	7.5	神奈川県※1
串 川	一 級	根無沢合流点～相模川合流点	12.1	神 奈 川 県
道 志 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	21.7	神 奈 川 県
秋 山 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	7.0	神 奈 川 県
金 山 川	一 級	山梨県境～秋山川合流点	0.5	神 奈 川 県
鳩 川	準 用	内出橋下流端～千年橋上流端	6.1	相 模 原 市
	一 級	千年橋上流端～姥川合流点	3.9	神 奈 川 県
		姥川合流点～鳩川分水路との分派点	1.4	神奈川県※2
		鳩川分水路との分派点～座間市境	3.1	神 奈 川 県
鳩川分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.2	神奈川県※2
鳩川隧道分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.3	神 奈 川 県
道 保 川	一 級	古山暗渠上流端～鳩川合流点	2.5	神奈川県※2
八 瀬 川	準 用	相模川第9雨水幹線分派点～相模川合流点	5.0	相 模 原 市

河川名	河川区分	区間	市内延長(km)	管理者
姥川	準用	姥川第1雨水幹線の吐口～鳩川合流点	6.5	相模原市
境川	二級	緑区川尻地内～根岸橋上流端	16.1	神奈川県
		根岸橋上流端～大和市境	8.0	東京都
小松川	二級	緑区川尻地内松風橋～境川合流点	1.2	神奈川県
本沢	二級	緑区川尻地内砂防堰～境川合流点	2.1	神奈川県

※1 一部国土交通省管理

※2 相模原市が都市基盤河川改修事業として改修及び維持管理を実施

2 河川改修事業

河川改修については、各河川の管理者が実施しているが、神奈川県管理の一級河川 3 河川(上表※2)において、都市基盤河川改修事業として市が改修及び維持管理を実施している。

本市が行っている河川改修事業の対象区間の総延長は 21,730m あり、令和 2 年度末現在の改修済延長は 15,616m、改修率は 71.9%である。

現在、準用河川鳩川については、主に浸水被害解消に向けた改修工事を進めており、緑区田名付近を整備している。

一級河川道保川、準用河川八瀬川及び準用河川姥川の 3 河川については、治水安全度に考慮しつつ、健全な水環境機能の保全・再生をめざし、環境に配慮した多自然川づくりによる河川改修を行っており、一級河川道保川は、南区下溝の県道 52 号(相模原町田)下流付近を、準用河川姥川については、中央区上溝の横山丘陵緑地沿いのせどむら橋上流付近を整備している。

また、準用河川八瀬川については、既設改修区間の多自然川づくりへの対応として、低水路整備を実施してきた。今後は、中央区田名塩田のさかい橋から南区当麻の当麻橋の未改修区間について、ワークショップにより策定された「八瀬川多自然川づくり基本計画」に基づき、自然景観を保全し、市民が楽しめる渓谷ゾーンとして整備する計画である。

河川の改修状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

河川名	管理延長(m)	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		改修状況		
		護岸整備延長(m)	整備延長(兩岸平均延長)(m)	護岸整備延長(m)	整備延長(兩岸平均延長)(m)	護岸整備延長(m)	整備延長(兩岸平均延長)(m)	河川改修済延長(兩岸整備済み中心延長)(m)	改修率	
一級河川鳩川	1,370	左岸 — 右岸 —	—	左岸 — 右岸 —	—	左岸 — 右岸 —	—	累計	1,370	100.0%
一級河川鳩川 分水路	230	左岸 — 右岸 —	—	左岸 — 右岸 —	—	左岸 — 右岸 —	—	累計	230	100.0%
一級河川道保川	2,530	左岸 1.6 右岸 130.0	66.0	左岸 0.0 中州 101.3 右岸 0.0	0.0(※)	左岸 0.0 中州 101.3 右岸 0.0	0.0(※)	累計	1,161	45.9%
準用河川鳩川	6,100	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	累計	3,600	59.0%
準用河川八瀬川	5,000	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	累計	3,071	61.4%
準用河川姥川	6,500	左岸 0.0 右岸 0.0	0.0	左岸 2.0 右岸 2.0	2.0	左岸 32.0 右岸 32.0	32.0	累計	6,184	95.1%
合計	21,730		66.0		2.0		32.0		15,616	71.9%

※中州整備のため、整備延長には含まない。

3 街美化アダプト制度

本市管理河川において、令和3年4月1日現在、5つの団体が街美化アダプト制度により、河川の美化活動を行っている。

活動内容は、除草や清掃、花植えなどを行っている。また、独自の活動として地元小学校の総合学習への協力や子ども会、老人会など周辺地域の方々を招待した川と親しむイベントの開催等、地域住民の憩いの場となるような活動を行っている団体もある。

街美化アダプト団体

(令和3年4月1日現在)

河川名	団体名	設立年	活動面積(ha)	会員数(人)
一級河川道保川	道保川を愛する会(大下地区)	平成16年	0.55	64
	道保川を愛する会(谷戸地区)	平成18年	0.55	50
	道保川・水と魚に親しむ会	平成22年	0.75	24
準用河川姥川	虹吹・せせらぎ憩いの広場	平成24年	0.01	29
一級河川鳩川	自治会法人 畑ヶ中	令和3年	0.03	16

4 二級河川境川の特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定

境川は、その源を緑区の城山湖付近に発し、相模原市と町田市の境を南に流下して相模湾に注ぐ、延長約52kmの二級河川である。うち、本市域の延長は24,025mで、中央区淵野辺本町の根岸橋から上流の16,075mを神奈川県が、下流の7,950mを東京都が管理している。

境川流域は、相模原市、町田市、大和市、藤沢市、横浜市、鎌倉市の6市からなり、全体の流域面積は約211km²で、うち、本市域の流域面積は約32km²である。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成26年6月に、二級河川境川及びその流域が、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された。

これにより、特定都市河川流域内において、宅地等以外で行われる1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う場合、許可等が必要になった。

雨水浸透阻害行為の許可等の件数

(令和3年3月31日現在)

	許可等の件数	完了件数	貯留浸透施設				
			浸透ます(基)	浸透トレンチ(m)	L型側溝(浸透式)(m)	透水性舗装(m ²)	その他貯留浸透施設(基)
令和2年度までの累計	101	88	1,488	5,092	3,103	19,024	254 (6,058m ³)

【河川課…1~4】

簡易水道事業

1 事業概要

(1) 青根簡易水道

宮ヶ瀬ダム関連工事に伴い、既存水源の枯渇が懸念されたため、安定的な飲料水を確保する目的で、国が補償工事として新たな水源の確保や浄水場等の基幹施設の整備を行い、旧津久井町が引継ぎ、平成15年4月より供用開始された施設で、平成18年3月20日の合併により、市の水道事業として運営している。

(2) 葛原簡易水道・牧野中央簡易水道

葛原簡易水道は、昭和46年4月から給水を開始し、平成24年3月15日付で神奈川県からの認可を受け、市の水道事業として運営している。

牧野中央簡易水道は、平成15年4月に公営水道として給水を開始し、平成27年9月30日及び平成30年3月26日付で同県の認可を受け、市の水道事業として運営している。

2 事業実績(令和2年度)

(令和3年3月31日現在)

	計画給水人口	現在給水人口	給水戸数	年間総給水量	一日平均給水量
青根簡易水道	930人	550人	293戸	287,344 m ³	787 m ³
葛原簡易水道	300人	291人	129戸	23,867 m ³	65 m ³
牧野中央簡易水道	1,386人	1,323人	520戸	93,371 m ³	256 m ³
合計	2,616人	2,164人	942戸	404,582 m ³	1,108 m ³

3 主な水道施設

(令和3年3月31日現在)

		青根簡易水道	葛原簡易水道	牧野中央簡易水道
取水施設	深井戸		1箇所	9箇所
	取水管	1箇所	1箇所	2箇所
貯水施設	原水貯留槽	1基(580 m ³)		
浄水施設	浄水池	1箇所(816 m ³ /日)		
	膜ろ過設備	1基(1,100 m ³ /日)		2基(103 m ³ /日)
配水施設	配水池	3箇所(560 m ³ /日)	2箇所(193 m ³ /日)	7箇所(543 m ³ /日)

4 水質管理

(1) 水質検査

毎年、水道法で規定された水質基準に係る水質検査計画を策定し、これに基づき登録機関への委託による検査を実施し、結果公表を行っている。

(2) 水質管理目標設定

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、国が示す水質基準を補完する項目のうち「水道法で定められた浄水の供給と給水栓での残留塩素濃度0.1 mg/L以上の確保」を当該目標として設定し、水質管理を行っている。

【津久井土木事務所…1~4】